

世田谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、国内外からの観光旅客の区への滞在等を促進する区内での住宅宿泊事業（住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業をいう。以下同じ。）の実施について、法第18条の規定に基づき区域を定めて期間を制限することにより、住宅宿泊事業の適正な運営を確保し、住宅宿泊事業に起因する区民の生活環境の悪化を防止することを目的とする。

(実施の制限)

第2条 法第18条の規定に基づき定める区域及び住宅宿泊事業の実施を制限する期間は、次のとおりとする。ただし、第1号に規定する区域のうち、第2号に規定する住宅宿泊事業の実施を制限する期間を緩和しても区民の生活環境が悪化するおそれがないと区長が認める区域にあつては、当該期間を区長が相当と認める期間に変更することができる。

- (1) 区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
- (2) 住宅宿泊事業の実施を制限する期間 月曜日の正午から土曜日の正午まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を含む場合にあつては、当該休日の正午から当該休日の翌日の正午までの期間を除く。）

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年6月15日から施行する。

(検討)

- 2 区は、この条例の施行後1年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。